

R i v e r b a n k s 入会規約

(名称)

第1条 本会は、有限会社プランネルによって運営されるビジネス支援サービス「R i v e r b a n k s」と称す（以下本会という）。また、本会の会員を「会員」と称す。

(目的)

第2条 本会は、会員のビジネスサポート及び交流会（コミュニティー）を行うことを主目的とし、会員個々のビジネス能力向上に資する。

(入会資格)

第3条 本会に入会できる方は、起業している女性（起業予定の方も含む）で、本会の趣旨に賛同し、本規約を承諾し次の条件を満たす方とする。

- ① 反社会的勢力及びそれに準じる方でないこと
- ② 不正競争防止法、その他の法令に違反する目的・態様で参加される疑義が認められないこと
- ③ 成年であること
- ④ 被後見人、被保佐人、被補助人でないこと

(入会手続き)

第4条 本会の入会を希望する方は、有限会社プランネル代表社員田村ケイと面談をして承認を得た上、所定の入会手続きを行う。

(会員の権利)

第5条 会員の種別は、「プレミアムメンバー」、「ベーシックメンバー」、「ビジターメンバー」の3種類とし、種別により第12条に規定する会費を納入した場合、本件サービス（次条により定義される）の提供を受ける権利を有する。

(本件サービスの内容)

第6条 会員は、次のサービスを享受することが出来る。但し、サービス内容については規約の改定により変更することができ、変更手続きについては、第18条に定めるところによる。

1. プレミアムメンバー

- ① デザイン名刺、リバーバンクス名刺 各100枚
- ② セミナー受講料 プレミアムプライス
- ③ ケイのビジネス、デザインコンサル月1回2時間
- ④ パワーランチ会開催資格
- ⑤ コミュニティー運営者資格、運営サポート

- ⑥ ビジネスマッチング登録資格
- ⑦ オウンドメディアアクセス権
- ⑧ 案件企画・実施・参加企画
- ⑨ レンタルルーム使用3時間無料

2. ベーシックメンバー

- ①デザイン名刺100枚
- ②セミナー受講料ベーシックメンバープライス
- ③コミュニティ運営者資格、運営サポート
- ④ビジネスマッチング登録資格
- ⑤案件参加資格
- ⑥レンタルルーム使用3時間3,000円
- ⑦プレミアムコミュニティ参加無料

3. ビジターメンバー

- ①セミナー受講料10%オフ
- ②プレミアムコミュニティ参加月額2,000円
- ③レンタルルーム使用1時間1,500円

(会員の義務)

第7条 会員は、本会が定める本規約を遵守するものとする。

(会員資格の譲渡)

第8条 会員資格はいかなる場合も他人に譲渡することはできない。

(届出事項の変更)

第9条 会員は、住所または連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は速やかに有限会社プランネルに届け出るものとする。

(除名)

第10条 本会は、会員が次に掲げる行為を行った場合は除名することが出来る。

- ① 本会の定める会費を3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合も除名以前の会費は全て納入していただきます。)
- ② 本会の物品を故意に毀損したとき。
- ③ 本規約、その他本会が定める規則に違反したとき。
- ④ 本会の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑤ 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ⑥ 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦ 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ⑧ 本会の合理的な指示・指導に従わないとき。
- ⑨ その他本会が、社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認めたとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けたときは、その資格を失う。

(会費)

第12条 本会の会員は、会費について月払い方式か年払い方式を選択することができ、金額は次のとおりとする。月払い方式は入会月から発生し、支払い方法は月払い方式、年払い方式ともにクレジットカードからの支払いによるものとする。

1. プレミアムメンバー

月払い方式 月額20,000円

年払い方式 年200,000円

2. ベーシックメンバー

月払い方式 月額5,000円

年払い方式 年55,000円

3. ビジターメンバー

月払い方式 月額1,000円

年払い方式 年10,000円

(コミュニティー運営)

第13条 本会のプレミアムメンバー及びベーシックメンバーは、有限会社プランネルに報告のうえ、コミュニティーを他の会員から参加費を徴取して運営することが出来る。ただし、プレミアムメンバーは収益が月20,000円を超えた場合、超えた額の30%、ベーシックメンバーは収益が月5,000円を超えた場合、超えた額の40%を有限会社プランネルに支払うものとする。

(退会)

第14条 会員の期間は、入会した月から1年間であり、その後自動更新するものとする。退会を希望する場合は、更新月の1ヶ月前までに本会に書面にて届出をすることとする。それ以外の月は退会することが出来ないものとする。(例：5月10日に入会した場合、4月30日まで退会することが出来ず、退会する場合は3月31日までに退会手続きをするものとする。)

(本会の廃止)

第15条 本会は、天災、地変、法令の制定、行政指導、社会情勢の変化又は本会の都合により必要と認められる場合には、サービスの一部又は全部の利用を制限し又はこれらを一時休止もしくは廃止することが出来る。

(個人情報の扱い)

第16条 本会は、会員の情報を厳重に取り扱うものとし、本会にかかる活動目的におい

でのみ利用するものとする。

(責任の範囲)

第 17 条 本会は、会員が本会の活動中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本会の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わない。会員同士の本会内外でのトラブルについても同様とする。

(改定)

第 18 条 本規約の改定及び変更は有限会社プランネルにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとする。なお、本会が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を書面にて会員に告知するものとする。

(準拠法)

第 19 条 本規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものし、本規約に関する一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。